



平成29年第7回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月14日（木曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（1番・3番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	認定第 1号		平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 1号		村道路線の認定について
日程第 6	議案第 2号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 3号		特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 4号		占冠村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 5号		資金積立基金条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 6号		占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 7号		占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 8号		占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 9号		平成29年度占冠村一般会計補正予算（第7号）
日程第 14	議案第 10号		平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 15	議案第 11号		平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 16	議案第 12号		平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 17	議案第 13号		平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 18 議案第 14号 平成 29 年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○出席議員 (7人)

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	5番	山本敬介君		6番	五十嵐正雄君
	7番	佐野一紀君			

○欠席議員 (0人)

○出席説明員

(長部局)

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	平岡卓	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	国保医療担当主幹	上島早苗
社会福祉担当主幹	高桑浩	保健予防担当主幹	松永真里
介護担当主幹	木村恭美	建築担当主幹	嵯峨典子
農業担当係長	杉岡裕二	環境衛生担当主幹	石坂勝美
林業振興室主幹	鈴木智宏		

(教育委員会)

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
-----	-----	------	------

(農業委員会)

会長	安田堅吾	事務局長	小林昌弘
----	------	------	------

(選挙管理委員会)

書記長	多田淳史
-----	------

(監査委員)

監査委員	木村英記	監査委員	山本敬介
事務局長	小尾雅彦		

○出席事務局職員

事務局長	小尾雅彦	主事	久保璃華
------	------	----	------

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第7回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） おはようございます。12月6日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日14日から15日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番、工藤國忠君、3番、大谷元江君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月15日までの2日間と決定しました。

---

### ◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（小尾雅彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は認定第1号から議案第14号までの15件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページをお願いいたします。4、平成29年第6回臨時会以降の議員の動向は11月13日冬の交通安全運動街頭啓発旗の波運動から記載のとおりです。審議資料の5ページから6ページは平成29年度10月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） みなさんおはようございます。総務産業常任委員会の所管事務調査に関する調査報告をいたします。標記、所管事務調査に関する調査報告、このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。11月10日の書面を見ていただきたいと思います。

- 1、調査期日。平成29年10月20日金曜日。
- 2、調査事項。（1）上トマム村道災害復

旧工事状況調査、(2)上トマムポンプ場状況調査、(3)上トマム村有林人工林皆伐状況調査、(4)中央災害用備蓄倉庫の内容点検、(5)ニニウキャンプ場水源資料説明。

3、調査経過。調査にあたっては、村長、副村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、調査結果。(1)上トマム村道災害復旧工事状況調査について。工事は予定どおり竣工されている。村道の縦排水は勾配が急なので、今後、集水桝を維持管理上設けることと、排水トラフの清掃を検討されたい。

(2)上トマムポンプ場状況調査について。ポンプ場設備は適切に管理されている。今後も適正な管理を継続されたい。

(3)上トマム村有林人工林皆伐状況調査について。施業要件として面積枠を設定して、適正な施工管理をしている。事業の継続性から優良広葉樹の保存に努められたい。

(4)中央災害用備蓄倉庫の内容点検について。今後、計画的な備品の整備をし、災害時に備えた数量確保をされたい。

(5)ニニウキャンプ場水源資料説明について。2戸の住民へは年間要される水源確保をし、安全な水と新たな水源の調査・検討を早急にされたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上であります。

次に、標記、所管事務調査の調査報告。道内所管事務調査についてであります。

1、調査期日。平成29年11月30日木曜日から12月1日金曜日まで。

2、出席者。議会議員6人。

3、調査事項。(1)黒松内町ブナ林町おこし活用事例調査。①ブナ北限の里づくりについて、②有害鳥獣による被害対策について、

③ブナセンター資料館「国有林野との連携」について。(2)これは12月1日であります。伊達市道の駅(伊達市観光物産公社)、観光物産館の運営状況についてを調査してまいりました。

裏面をお開きください。調査研究のまとめ、調査事項についてであります。

(1)黒松内町ブナ林町おこし活用事例調査。①ブナ北限の里づくりについて。平成3年に町内国有林の約92haを自生北限天然記念物「歌オブナ林」として、指定された。観光ツーリズム事業により、環境教育・自然体験のアイテムで町おこしを展開している。また、「日本で最も美しい村連合」への加盟をし、町内の景観に配慮している。

②有害鳥獣による被害対策。町内における鳥獣被害の現状は、近年、エゾシカ・アライグマ等が増加傾向にあり、その対処策に苦慮している。猟友会の地元メンバーは13人程で平均年齢が52歳、活動の主たるハンターは65歳以上の従事者による実績がほとんどである。新人ハンターの育成事業により、狩猟免許取得の助成策に取り組んでいる。

③ブナセンター資料館「国有林野との連携」。黒松内ブナ林再生プロジェクトの活動に関する協定書を未立木地の再生のため後志森林管理署と締結して、「国民参加の森林づくり」を実践している。また、自然体験のイベント・講座・環境教育等を年間通して展開している。

(2)伊達市道の駅(伊達市観光物産公社)。観光物産館の運営状況。平成24年に道の駅だて歴史の杜を開設して、今年で6年目を迎える。運営状況は、初年度より売上額・入館者共に年々増加し、昨年度売上額は7億4100万円が入館者は140万人となり、全道一の道の駅集客実績となる。館内における販売

品は多岐に及んでおり、農作物の大半が市内の83戸からなる農家の出品である。農作物の販売手数料は15%、加工品は20~30%となっている。冬期間を除いて4月から12月まで各種のイベント開催により集客力を高めている。以上で報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しをいただきましたので平成29年11月8日以降の行政報告をさせていただきます。1、報告事項であります。別途配布しました内容を朗読して報告をいたします。（1）アビチの売却について。平成29年11月8日開催の第6回占冠村議会臨時会で議決いただきましたアビチの売却につきましては、11月30日に売買契約が履行され、同日中に所有権移転登記手続を行い、12月1日付けで登記完了証を受領いたしましたのでご報告いたします。

今後、リゾナーレを含む第I分類の売却手続を進めてまいります。基本的には今回と同様の手法により取り進める予定でございます。本年1月23日に成立した調停条項が滞りなく履行されるよう、村としても全力を尽くしてまいります。

2、主な用務等でございますが、11月10日以降記載のとおりでございます。

次に3、資料4ページになりますが、入札でございます。記載の5件について執行してございます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時23分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので一般質問をいたします。まずはじめに1点目、広島平和体験学習の希望者を全員派遣すべきであるということです。平和の村宣言の具体的な取組みとして実施されてきた広島平和体験学習は、今年で実に32回目となりました。本村の中学2年生4人と引率者2人が派遣され、この派遣先の中で過去の戦争の悲劇を自らの目と耳とで学んできました。

財政的なこともあり希望した生徒が抽選に漏れ、参加することができませんでした。とても残念なことであります。今回については希望者の内1名が参加できなかったわけですが、この抽選結果を伝える先生方も大変厳しい思いをして子どもに伝えなければならなかった。同じ学校の中で、行けない子と行ける子がいるとこういうことで子どもたちの中にもいろいろなことがあったというふう聞いております。

そこで村の生徒も年々減少してきております。今後は希望者全員が参加できるように取り組んでいくことがこの平和の村宣言の具現化として必要であるこのように考えます。ぜひ全員が参加できるように村としても財政支援をしていただきたいというふうに考えています。村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。広島平和体験学習については、昭和60年3月に平和の村宣言を採択して以来、村内中学生に対して事業支援を行ってまいりました。平和体験学習及びその報告会を開催するなど平和の村宣言に相応しい事業として占冠村むらびと条例の村づくりの基本方針としても謳われ、村民の皆様にも事業の重要性を認識していただいております。

従来は事業の受入れ側の事情などもあり、希望する生徒全員が参加できない状況ではございませんでした。この度、平和体験学習のための特定寄附があり、今議会で平和の村基金の創設につき提案予定でございます。今後におきましては、事業実施団体と協議を行うとともに当該基金を活用し、基本的には希望者全員が参加できるよう事業に対する支援を行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） この問題については、この間も何回か議会の中でも質問してきました。今回村のほうも平和基金を創設して、そういった準備をして、基本的には希望者全員が参加できるようにしていきたいということで今村長から答弁がありました。この派遣事業は占冠村教育を語る住民会議が取り組んで実施しているわけです。この間いろいろな問題点を議論してきました。できるだけ早期に村の意向を伝えて、準備をしなければならないというふうに考えています。

例えばひとつ、1名増える、何名増えるかわかりませんが、増えることによって、既に派遣された先で帰ってくる時に次の年の旅館の予約を実はしているわけです。この時期は平和記念集会もありますし、また各世界

大会等々があって、広島のホテル等がほとんど取れる状況にないということでもあります。

そういった意味ではきちんと準備を早めにして、旅行会社等の代理店等を含めて参加者のきちんとした予約等をしなければならないというふうになっていますので、村長からも触れられているように、できるだけ早くその意向を教育を語る住民会議に伝えて、その中で早めから準備ができるような体制をぜひ確立していただきたい、そのように考えています。そのへんについて再度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 本事業にあたりまして教育を語る住民会議には当初から積極的に関わっていただきまして事業推進をいただいています。このことに対しては敬意を表したいというふうに思っております。

関係者から様々な状況をお伺いいたしました。どうしても広島原爆の日に合わせて行くということで受け入れる広島市内のホテルの状況がなかなか難しいというお話も聞きましたけれども、なんとか議員おっしゃるとおり、早めの予約と、今では広島にも支援者組織もございますのでそういったものを利用しながらぜひ参加者が全員行けるよう取り進めたいと思います。

今後の生徒の状況を見たときに一番多い時で9名から10名になるということでこのへんが大変、一度に10名が移動するとなると大変かなとは思いますが、そういったときに早く予約をしながら行動できるような方策を住民会議のほうとも協議をさせていただきながら早い予算付けを3月と考えておりますけれども、そういったことでぜひ取り組んでいただけるように協議を進めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。  
○6番（五十嵐正雄君） 次に、2点目の新規就農対策の取組みについて質問いたします。新規就農の取組みについては、今までなかなか成果を上げることができていません。議会として、総務産業常任委員会で問題点等を調査・研究して、議会としての意見を今年の1月31日に提案しております。

その提案の中身ですけれども、一つには、1線やホロカトマムの草地の利用が可能か再検討されたいと、可能であれば草地基盤整備を進められたい。2点目として将来の離農希望者の把握をして新規就農者への売却や第三者への継承を進める体制を整備してほしい。3点目として新規就農に対する事務機構の体制を確立されたい。4点目として農業委員会と連携して農地利用を積極的に進められたいと。

このように、議会として強力に村のほうに要望を実は出しているわけです。これは3名の新規就農希望者がことごとく失敗したという事例に基づいて議会のほうでこういった結論を出したわけです。そこで村として次年度に向けた具体的な取組みが内部で十分検討、議論されているのか。今後の取組みについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 総務産業常任委員会において調査報告いただきました内容につきましてお答えをさせていただきたいと思いますが、草地基盤整備の必要性、新規就農者の受け入れ体制の整備、安心して就農できる農地の確保など貴重なご提言をいただきました。

これらの提言を受けて村としても草地整備の可能性について協議を進めるとともに新規就農希望者の農業実習にかかる実習プログラムを作成し、新規就農希望者の目指す必要な

知識、技能の習得に向けて実習を行えるプログラムを用意してきております。今後におきましても農業委員会と連携した新規就農者に対する農地の提供、きめ細やかな対応窓口の体制整備を進め、新規就農希望者が安心して就農できる体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） うちの村を、今後これ以上人を減らさないような、そして村が活性化していくためには、農業や林業をメインとする基幹産業をやっぱり確立していかなければならないとこのように考えています。そういった立場からすれば、やはり新規就農対策事業については、今までの反省の上に立って、十分内部で議論をしながら受け入れ体制をきちんとし、なお、受け入れにあたっては選考基準を明確にしていかなければならないというふうに思っています。

お互いに議会も村も新規就農についてはなんとかしなきゃならないという立場で共通認識に立っているわけですから、この間議会が提起した問題点を再度十分内部で議論しながら、そういった安全な受け入れ体制をして、研修・実習等を進める中で結果的に入れない、こういうことがここ続いたわけですから、そのへんもやっぱり肝に銘じて取り組んでいく、そういったことが必要だろうと思えます。再度村長の決意を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今後の受け入れにあたっては、支援事業が終了した後に新規就農がきちんと自立できる見通しが立つことを確認したうえで行っていくべきであるというふうに考えてます。そのために大切なのがまず農地と住宅の確保だと考えております。そのためには就農希望者本人とはもちろん、農業

委員会や新規就農支援協議会と協議を行い、受け入れにあたっての事前準備に万全を期してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） いずれにしても新規就農については大きな失敗をしたわけですから、このへんについてはそういった過去のいろいろな問題点を洗い直しながら、我々議会としても十分なチェック機能を果たしながら、新規就農事業についてはぜひとも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、そういう新規就農の問題もありますけども、村内では農業に従事しようとする人たちがここ何年間でかなり出てきております。仕事を終えた人が親元に帰ってきてこれから肉牛を中心とする生産をやろうとか、新たに若い夫婦が親元に帰ってきて農業を継いで頑張っていこうという方々、新たにまた結婚をして農業をやろうとする方々。このように村内では、新規就農とは別に新たにそういった農業を継ごうとする人たちが増えてきているということです。

これはたいへん喜ばしいことなんですけれども、今まではどちらかというと既存農家の支援とか、それから新たに新規就農しようとする人たちに対するいろいろな条例等は整備されていて、できているんですけれども、今、新たにそういった親元に帰ってきて農業をやろうとするこういった人たちに対する支援策は残念ながらうちの村では確立されておられません。農業の経験者がほとんどいない中でそういったところに就くわけですから、指導体制を含めてこういった方々に支援をしていくような施策というものを村としても十分に考えていく必要があると、そういった人たちがこの村で農業に従事して成功していくような

体制をぜひ作っていただきたいと。

また、トマムでは来春高校を卒業して新たに農業に就こうとする人たちもでてきております。そういった意味では今までの既存の施策だけではなくて、そういった人たちに対する支援・指導そういったものをできるように体制をぜひ作っていただきたいというふうに考えています。そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 農業の担い手不足や高齢化による農業者人口の減少が課題である占冠村において、新たな農業者が増えることはたいへん喜ばしいことであり、村としても最大限の支援を行うべきと考えております。就農支援策については基本的に占冠村新規就農者等支援対策事業、占冠村農業振興事業補助などの現行の支援事業や補助制度をフル活用して支援を行ってまいりたいと考えております。

また、既存の支援事業や補助制度でUターンの新規就農希望者が利用できないようなものがあれば内容を検討し、改正・改善等を図ってまいります。いずれにせよきめ細かな聞き取りを進め、農家個々の事情が違ふということもありますので必要に応じて支援事業等を検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今村長から言われたように、今こういった今までにない新しい動きが農業関係では村の中に出てきております。このへんについて、やはり今までの既存の施策、政策ではなくて新たな施策をやって、このチャンスを生かして定住化を図っていくということが村としての役目だというふうに思っています。このへんについて再度決意を

伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員おっしゃるとおり、私も何人かのUターン者、それから新規というか家に入って、戻って営農したいという方とお話を若干させていただいたことがございます。そういった意味で村としてUターン者用の研修プログラムも検討してまいりたいなというふうに思いましたし、それぞれ農家個々の事情が違うということもあって、先ほども申しあげましたけどもきめ細かな聞き取りの中でそういった支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを得ましたので3点について質問させていただきます。まず、質問1の避難道路の現地踏査の報告についてであります。8月3日に村のほうで林業振興室、また、民間の測量会社等で踏査が行われたということで、10月10日総務産業常任委員会の中でこの結果の報告がされました。そういう中で舗装を前提とした車両道路であるということ、安全勾配5%以内の確保、村道東1号線に接続すること。この3条件に配慮しての調査であったと言われております。

そこで4点について伺いをいたします。安全勾配5%に設定した根拠は何なのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 佐野議員のご質問に回答をさせていただきます。まず安全勾配の5%の設定根拠でございますが、道路構造令の規定により、設定速度20kmの普通道路の上限勾配は9%となっております。しかし、縦断勾配5%を超えるものについては登坂車線を設けることになっておりまして、登坂車線

の必要としない程度の勾配として5%を設計値といたしました。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今の村長の説明でもありましたが、5%の勾配についても公道、国道については8%だったんですね。それはスタッドレスタイヤに規制されまして7%に今なっているという状況であります。100m行って5mの高さということですが、7%の想定はしなかったんですか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど答弁したとおり、上限勾配9%となっておりますけれどもこの道路の場合、勾配5%ということで7%の検討はいたしておりません。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 避難道路で7%の考慮はしていないということですが、現存する道路、神社前を上がって中学校のところへ上がってくる道路は13%くらいだと多分そう報告されたと思いますが、5%の整合性はどこにあるんですか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど答弁したとおり、道路構造令で規定されている内容を参考に決定をしたということで、実施設計とはまた違う内容でございますので舗装を前提として考えたときに、それからその後の道路管理含めて、除雪まで含めると縦断勾配5%ということで設定をさせていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 道路令でということになったのかと思いますが、総延長で5%でありますから確か400mぐらいあると思いますが、3番ちょっと抜かして4番のことに

関係あるものですから、ルートが設定される400mの中で今の土砂災害の規制区域を外れて東1線道路の山裾を巻いておけば大体300m、250mかこの計算でいけば281mに多分なると思うんですが、そういうとこと議会側のルート設定した乖離があるんですね。

村のほうは、要するにまっすぐ上がると。議会側は山裾を利用して上がるからより勾配も少なくて済むのでないかというそういう結論になっているんですが、そのへんいかがですかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現地の標高差が約20mございます。計算上5%の勾配で20mを登るために400mの延長が必要になることから総延長を400mとしたところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 400mの総延長というけど正式には394.8mですよ。議会側で言っている距離であれば大体118mぐらい少なくて済んで250m。だから東1線との接合点については、接合点で要するに5%でいけば7.45m掘削しなきゃならないでしょ。東1線との。

議会側の言っている250mでいけば2.53mの掘削で済むと。だから7m50以上の掘削がされるということは、より自然災害を起こす可能性がある、土砂の崩壊が起きる。どうしても蛇紋岩ですから、そういうことを踏まえて言えばやっぱりルート設定も真ん中でなく山裾を巻いて行くルートにすれば300m切った282mそれで済むと思うんですが、だから400mからいけば118m少なくて済むと。キロ数総延長にしても。そのへんを考慮してやる考えがあるのかをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ルート設定においては現地での起点、終点を指示し最善のルート計画を依頼しておりましたので、若干の乖離があったと思われませんが、議会からのご指摘を参考としてルート設定を行っております。ただいまの質問については以上でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今回の調査でなく、以前の避難路の時の測量会社というか避難路を作ったときの調査によると、要するに避難道路の東1線の接続する部分については19.74mの高さがあるんですね。だからどうしてもそれを400m延長してやっていけば7.5mの掘削をしていかないとならないと。

250mを巻いていくのであれば要するに12.29mが5%で削らなきゃいけないわけですが、接合部分で。だから7%にしてもだから要するに2m50くらいしか接合部分で誤差っていうのは出てこないんですが。そのへん、現地を議会と含めて本当は10月10日に説明された中で、議会と村とで現地調査をしようということであったんですが、日程的な都合もありましてできなかったということは申し訳ないと思っているんですが、早急に備蓄倉庫、災害支援物資等の備蓄庫が中学校にあるということでやはり避難路という道路ということは必要不可欠だと思うんですね。そういう中でやっぱり村のほうもきちんと入口論にこだわらないで、きちんとしたことをやってもらわないといつまで経っても机上の論議していたのでは入口から進んでいかないと、そういうことで議会もきちんと対応するということが村にそのへん再度きちんとした報告を出していただきたいとそのように考えますが、再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 計算上勾配5%で

250m進みますと12.5m標高が上がります。先ほど申し上げましたとおり、現地の標高差は約20m上がりますので約7.5mの標高差が生じ、最大で7m強の掘削が必要という村の論に対してのご意見ということでございます。

ルートにおきましては、議会ご提案の川側に巻いてやるということもありますが、村としては川側に寄せることは危険性が上がるということで判断をさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） いずれにしても車両の避難道路というのは不可欠だと思うので、早急に避難路、避難車両道路を作るような方向で検討していただきたい。そして議会ときちんとすり合わせしながら進めていただきたいなどこのように思います。

それでは質問2のほうに移らせていただきます。鶴川・沙流川減災対策協議会についてですが、この協議会は減災対策を目的に設立され、鶴川・沙流川と1級河川を対象に鶴川、日高、平取町が構成員となっております。過去の出水の教訓から今回2級河川も参画し、占冠も本協議会に加入が承認されましたということで減災目標を共有し、現状水害のリスクの情報、地域取組みの策定等を主な事業としている。

直近では昨年8月大きな台風が北海道を襲いまして、大きな災害になって大きな爪痕を残したと。この南富良野、占冠でもそういう被害が起きているということでもありますから、この取組みの2級、1級区別なく分けなくすることはよろしいのではないかとということではありますが、その中で占冠の対象河川が10河川、対象となられたと。今書類を持ち合わせないから10河川の名前がちょっと分かりませんが、そういう中でその書類の中に重

要水防の公開河川ということで鶴川3.2km、双珠別川1.8km、パンケシュル川0.4kmの3河川が指定され、29年から33年の5カ年計画で様々な水害、減災対策の目標を策定しながら進めていくんだと思いますが、この数値というのは何を指しているのか。そしてまた重要水防箇所はどこを指しているのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 鶴川・沙流川減災対策協議会に関しましては、本年5月31日に総会において本村も構成機関として承認をいただいたところでございます。

ご質問の重要水防箇所とは洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所のことで、占冠村は鶴川水系3箇所が指定されてございます。その場所というのは、1つ目が鶴川において上トママ18線橋、ペンションイングトママの前の橋ですね。18線橋から上流へ1.9kmまで。中央地区で青巖大橋、赤岩に向かう青巖大橋から千歳橋にかけての上流1.3kmまでとなっております合流点がありまして合わせて3.2km。それから2番目として双珠別川は鶴川との合流点がありますが、合流点から上流1.3kmまで。それからパンケシュル川は占冠更生橋から湯の沢のほうに向かいまして上流0.4kmということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今、村長から3河川についての水防箇所というか重要箇所が説明されましたが、これについては29年度、今年度から33年度まで5カ年計画で減災対策をやるとしているということでもあります。早急にやらなければならない危険箇所というのはきちんと想定し、策定されているんですかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 堤防の浸透、浸食の

監視を強化するためあらかじめ重点的に変状の監視を行う対象区間の距離ということで定められておまして、その後、5月の開催の会議以降、10月に第2回が開催される予定でしたが未実施になってございます。北海道の地域の取組方針、29年から平成33年までの5カ年計画の中で取りまとめをするという状況になってございまして、現在のところは明らかに、方針としてはされてないという状況です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） では最後の質問に移らせていただきます。公営住宅の長寿命化計画ということで平成22年から32年まで10年計画で策定されてきたと思いますが、計画的な修繕・改善などの長寿命化を図り、効率的・効果的な住生活の安定確保、向上を図るべく住宅政策の計画が策定されてきております。今回この一般質問書を出した後に村の方から住宅の長寿命化計画の基本計画が変わりましたということで計画書が変わっちゃったんですね。だから32年まで本当はあるんですが、なぜ29年に変わったのか、簡単な質問かもしれませんがお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今回の計画につきましては変更ということで見直しによるものがございます。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 新たな見直し計画の中で長寿命計画が進められていくんだと思います。そういう中で現在村が管理する公営住宅の戸数、そして現在入居使用されている公住の戸数、現在募集停止になっている戸数がいくらあるのかお伺いをいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問で、

現在村が管理する公営住宅の数は182戸でございます。それから現在入居使用されている住宅の戸数は155戸、それから現在募集停止になっている住宅戸数は21戸ということになってございます。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 現在村が管理している公住、公営住宅数は特公も入っているんですか。含まれての182戸ということですかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 特公賃貸住宅8戸につきましてはこの計画とは別にあります。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 特公は別にあるということですが、それでは（4）の耐用年限の1/2を経過した住宅数は何戸か。5番の耐用年限を経過した住宅数は何戸か、ということで平成22年に今、見直される前の計画、長寿命化計画が策定された中で、22年の段階でもう1/2を経過した戸数が相当数あったんですね。年度、年度の平準化を図りながらやっぱりきちんとした修繕対応を。修繕対応できないものにはやはり更新していくほかないわけで、そういう方法が取られないとまずいと思うんですがお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 耐用年限につきましてはそれぞれ違いますが、30年から70年ということで幅はございます。そういったところで耐用年限1/2を経過した住宅戸数は156戸。耐用年限を経過した住宅戸数は100戸ということになってございます。各地区の公営住宅の中で耐用年限を経過し、経年劣化が進んでいる住宅もあることから住生活基本計画の中で定めた計画のとおり修繕対応なのか更新されるのかを決定していくということになって

ございます。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 最後にまとめて住宅の関係で質問をさせていただきますが、今の公営住宅の充足率というかこれで間に合っているのかどうか、端的に質問いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営住宅の充足関係につきましては96.3%ということでございます。現在、申込状況の中では間に合っているという状況ではあります。村が進めようとする移住・定住・新規雇用を含めてそういったトマムとの、トマムの従業員の定住を含めて様々な政策を進める中であっては違う住宅なり他のほうとも考えながら、住宅確保に向けた努力は必要だなというふうには考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 住宅政策の中で各地区の公営住宅の中でも耐用年限を超過し経年劣化が進んでいるという住宅もあることから住生活の基本計画の中で定めた計画のとおり修繕対応または更新していくのかということが問われているのだと思いますが、宮下B団地、元の駐在所のところから上がって左側の一番奥、山手側ですね。あそこの建築が昭和46年なんですね。耐用年数は30年だと思うんですが、昭和46年の建築で一番古いんだと思いますが、1棟4戸が2棟残っております。そういう中でやっぱり丁寧な説明をし、どこか住宅が充足して足りているのであれば移っていただいてそして除却して取り壊して、そして新しい住宅を奥から建ててくると。

今の職員住宅にしても2階建ての元の駐在から上がったところ、あそこも経年劣化すごいですよ。傷みが。それと千歳の消防職員の団地の住宅。あれは石勝線の鉄道公団が使っ

た住宅をそのまま転用して使っているわけがありますけども、あそこもひどいです。だから公住も含めて職員住宅もきちんと耐用年数が過ぎて修繕対応できないものであればやっぱり更新しなければならないと思うんですが、そのへんを最後に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご指摘の宮下B団地につきましては除却の予定で取り進めておりますけれども、現在入居者1名ということで住宅変更なりそういったものが可能であれば取り進めたいというふうに思います。いずれにしても今後は新耐震基準を満たしていない住棟は用途廃止をして、地域的に住宅を確保すべき村営住宅につきましては建替える計画としております。しかし、財政状況等により計画に変更が出ることもありますのでその点をご理解いただきたいと思います。また新耐震基準を満たしている住棟については修繕を行い、長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目としてトマム地区住宅災害対策についてお伺いいたします。トマム支所の裏山は、20年くらい前までは毎年台風時期になりますと農協支所、現在のミナトマムでございますが店舗が水浸しになり何度か水害になったことがあります。昔からあの地区は湧水が多く、神社の前に水槽を埋めて近くの住宅の飲料水として使用した時期があります。

最近、裏山が少しずつ崩れかけています。昨年までは規模も大きく防風林として役立っていたわけですが、現在、トマム支所の民有

地が昨年8月の台風により大きな被害をもたらしております。昨年まで山林となっていた土地が、今は木も伐採され荒れ放題になっています。このままでは昨年のような大雨が来ますと大災害になると思いますが、村は何か対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 工藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず議員ご指摘の民有地の木の伐採状況については、本年夏に確認を行わせていただいております。現地の傾斜は15度以下であり、笹の地下茎もしっかり張っており、地滑り等の危険要因は確認されませんでした。

しかし、昨年の台風10号の影響による豪雨と考えますと地域住民の皆様の不安は尽きないことと感じてございます。民有地については土石流等の危険箇所指定されておりましたが、想定外の事態に備え、職員による状況確認を継続すると共に、村有地部分についても法面の土留めを行うなど安全対策を講じ、住民の皆様の安全を確保してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 昨年のトマム村道の被害の経験を生かして今後の対策を検討していただきたいと思っております。

それでは2番目にいきます。上トマム地区に交番をとということでございますが、トマム地区はクラブメッドのベッド数が約1000ベッドとも言われています。それと併せて、従業員約300人収容の宿舎が建設されています。交通安全、事故防止、事件の対応など外国人旅行客の多様化の中で特に冬期間の移動時間、出勤件数などを考慮し、上トマム地区に交番を設置して欲しいとの要望があります。住民の安心、安全のため村は各関係機関に強く働

きをかけて必要以上の建設的な考えを、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在トマムリゾートクラブメッドの開業、300名もの新たな住民登録など好調なトマムリゾートの運営に伴い、中トマム地区から上トマム地区における滞留、停留人口が増加しております。

このような状況の中で事故防止や地域の安全対策の必要性も高まるものと考えます。新たに交番が設置されれば事故対応、犯罪防止などに大きな効果が期待されることはもちろん、定住人口の増加にも寄与することが予想されます。村としても交番を設置するための要件等について調査し、設置の可能性があるのであれば積極的に北海道、北海道警察等を直接訪問し、要望活動等を行いたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 20何年も前ですけども、あそこにリゾートが開発された時期には交番をという話もありまして、その前までは警察官が占冠に1名、そしてトマムの分としてその後2名に配置されています。そしてトマムではその時期に交番を建てるということで民間の人から土地を提供されております。今その土地が公園になって荒らされたような状態の公園になっています。

土地もあるので、まずこれも何年も前から交番のことに對しては住民の人からも心配をしております。警察官も今年もそうですけど、入学式時期とかまた夏の、痴漢とか熊出たとかいろんな面があります。そういう時の入学生徒の生徒も少ない中でも朝早くから警察が来て、あそこで生徒を誘導しているような状態であります。

今、トマムは外国人があれだけ増えてきた

ら外国人と話できる方なんておりません。そういうことを考えるとどうしても交番というのは必要だと思います。今、国にその要望するそのものでなく、村で住宅を貸してでも、今の警察官を一人トマムに配置するというそういう考えはないのかどうかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいま議員おっしゃったとおり、トマムリゾート開業後、1名を増員して本村に住宅を構えたという状況になってまして、現警察にお伺いしますとトマムにパトロールという形をとらせていただいているというようなお話を過去に伺いました。

議員ご心配のとおり、これだけの人の交流、それから定住が見込める中で警察官の配置について本当に可能かどうかというのはあくまで北海道、北海道警察が判断をして決定をするものと考えられますけども、村としては議員希望されているとおり、やはりまさに必要な案件かなというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたとおり、私も直接出向いてそういったことを訴えながら設置していただけるかどうか要望をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長の許しを得ましたので3点ほど質問させていただきます。1点目、福祉灯油の支給について伺います。毎年低所得者を対象に福祉灯油代が支給されております。今年度も支給の準備をされていると思いますが、寒い冬の到来に伴いまして需要が増す灯油の単価が上がってきております。

今朝の新聞にも4円ほど上がるというような新聞報道がされておりました。前年度はま

れに安い単価で推移しましたが、高騰しつつある灯油代、5年ほど前からの支給の金額等もちょっと調べさせていただきましたが、5年ほど上がっておりません。3年前には道の方か国の方針でちょっと上がって支給されておりましたけども村としては5年ほど上がっておりません。今年も報道のように上がりつつありますので少しでも増額させて支給していただけないか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。福祉灯油等の支給事業は低所得者の高齢者世帯、障害者世帯及び一人親家庭等に対して採暖に必要な灯油、石炭、電気、ガス、薪等にかかる費用の一部を支給し、冬期間における生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としております。今年度の事業においては昨年度同様の1世帯当たり1万8千円、80名分144万円で予算計上をしております。支給額については平成25年度に灯油価格の高騰を受けて改訂し、1万8千円を維持しております。当時の灯油単価は年度平均101円でした。一方、本年12月4日現在の灯油単価は平均で85.8円でございます。今後灯油価格の上昇が予想されますが、想定外の大幅な価格高騰がない限り昨年同様の1万8千円としたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今年度も同じ支給額というご回答でございますが、物価は上がっております。灯油代だけではないと思います。低所得者と位置付けするのも変ですけども普通のサラリーマンにとってもこの物価高、灯油だけではないと思いますので灯油代が支給されればそれにまして食品等にかかるお金が向けられると思いますので再度検討していた

だきたいと思います。

それと申請制度ということで、担当者に聞きますと税務関係との打ち合わせをされておられませんので申請制度に基づいて支給しているんですということでしたけども、80名から84名、昨年度は84名と伺っております。今年は村長の回答で80名を予算しておりますということでしたけども、申請制度というのが疑問でございます。高齢者に対するお祝い金もそうでしたけども、申請制度っていうのは疑問に感じます。対象者が分かるのであれば申請ではなく皆さんに支給するものと考えますが、そのへんの考えをお聞かせください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） この福祉灯油の支給に関しましては、地域づくり総合交付金というのを活用させていただいております、交付基準額が100万円以上を支給し交付の下限額が50万円ということで、本村においては144万円が交付金が50万円という内容の支援策でございます。対象者の件でございますが、対象者につきましては村で把握をしております対象者全員にご案内をし、全員が支給を受けているという実績になってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 支給漏れのないように今後もお願いしたいと思います。

第2問に移らせていただきます。双珠別川の土砂堆積除去の進捗状況について伺います。先ほど佐野議員の減災対策の中に双珠別川が含まれておりました。これに関連するのかと思いますけれども、要望書。昨年、一昨年、中村村長時代に要望していくということで昨年は調査が行われていると聞いております。その後どのような状況になっているか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） その後の状況でございますが、富良野出張所では村からの要望を受け、測量調査と土砂除去の予算要求をさせていただいておりますが、全道の河川要望が相当な数に上ることもあり、当該箇所は予算配当に至っていないのが現状であります。北海道からは要望いただいた箇所だけの土砂除去を実施してもその効果は得られず、国道237号線付近の下流部から上流部にかけて順を追って土砂の除去を行う必要があるとの認識が示されております。従いまして当初想定していた箇所のみの実施ではなくかなり長い距離で土砂の除去が必要だとされ、その分予算措置も難しくなってきた状況にあります。

ただ、村からは村議会においても強い改善要望があることを繰り返しお伝えしており、道からもその実施に向けて引き続き予算措置に努力するとのお話をいただいております。ご指摘の要望箇所の改善に向けて今後も要望を継続してまいります。ただ、ひとつ申し上げたいのは、こうした国や道への要望事項の実現につきましては長い時間と労力を要しますが、村としても歯がゆい思いをしておりますが、特に道路や河川は要望数も多く、その実現には相当な年数が必要になることをご理解いただきたいと思いますというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 村長のおっしゃるとおりだと、時間のかかるのはおっしゃるとおりだとは思いますが、予期せぬ災害というのをこの一昨年で目の当たりにしていると思います。ここ数年、中央地区に関しては災害はございませんけども、予期せぬ災害というのはございますので、道のおっしゃるとおりというようなわけにはいかないと思いますので

随時きめ細やかな要望をしていただきたいと思います  
と思います。

それでは3点目、最終処分場の今後について伺います。処分場の残余容量が2年から5年しかもたないなどと言われておりますが、村として延命措置をしていくのか、新設していくのか伺いたいと思います。村にごみ減量化対策推進委員会というものが設置されておりまして、何度か会議が開催されているのを伺っております。会議録を拝見させていただきました。その中で5年はもつだろうというような意見が記載されておりまして占冠の人口は1200人ということで計算されておりました。今リゾート3000人～4000人、従業員も含めると4000人以上滞在しているのではないかと思います。占冠の人口の3倍も4倍もおりますね。

それで最終処分場に持ち込まれるごみがか  
なりの量と伺っております。生ごみに対して  
はこの間も刃物が入っていた、調理器具が入  
っていた。産廃者、収集される方に伺います  
と、今は1個1個開いて、見て、そして処分  
していると収集しているという状況だそうで  
ございます。それで占冠の村として考えてい  
るのは2年しかもたないだろうという一般の  
人の意見がございまして、村としてどのよ  
うな考え方で進めていくのかお伺いいたしま  
す。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員おっしゃるとお  
り現在ごみ減量化対策推進委員会の中で今後  
の最終処分場のあり方について施設の延命か  
新設する場合の立地選定や処分場にかかる経  
費や効果的な施設利用などについて検討を進  
めております。延命措置をしていくのかある  
いは新設するののかにつきましては当該委員会  
において年度内に結論を出せるよう検討して

おります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 年度内に決定してい  
くということですが、決定されても設置  
するなりなんなりするまでにかかなりの年数が  
かかっていくかなと思うんですね。それまで  
もたせるまで、もたせるようにするにはリ  
ゾートの方、特にそうだとは思いますが、  
地元住民も徹底的な減量に向かっていか  
ないと新設するまでもたないだろうと思  
いますので、そのへんの考え方、村民には  
どのように周知していくのか。リゾート側、  
企業に対してどのように周知していくのか  
を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 施設の延命化の方法  
はかさ上げ、あるいは掘り起こしなどが一  
般的方法でございます。最終処分場に搬入  
されている一般ごみの組成調査をしたところ  
特にプラスチックゴミや生ごみの割合が高  
くなっており、家庭ごみ、事業系ごみを問  
わず分別が徹底されていない実態が明らか  
になりました。広報等で再度分別の周知、  
徹底を呼び掛けてまいります。また、現  
状では一般ごみだけ無料であることが分  
別が徹底されない要因の一つと考えられ  
るため一般ごみの有料化についても委員  
会で検討をさせていただきます。  
以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 周知の徹底がなされ  
ないというのは文面だけの周知が大いに  
あるのかなと考えます。村民一人ひとりに  
周知というのはなかなか難しいかと思  
いますが、各地区に尋ねるなりして一人  
ひとりに関心を持っていただくような  
方法を取っていくのが賢明ではないか  
なと考えますが、3番目の新設方向  
に進むとしたらということで予算だ  
とか土地取得の方法もありますのでし  
ょうけども、

それまでに住民に対して、また、企業に対しても文面ではなく対面、会っての説明の仕方が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 周知徹底につきましては議員ご指摘のとおり、不十分であろうというふうにも考えてございます。そういった意味ではあらゆる場面でそういったごみ分別の徹底を図ってまいりたいというふうにも考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。合わせて事業者については直接、分別、ごみの処理につきましては申し上げているところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 終わります。

○議長（相川繁治君） 次に4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。ちょっと声が出ないので聞き辛いと思うんですけど。

まず1問目、森林施策の提言ということで、村の産業振興は林業の進展を抜きにして語れないと思っております。現在進められています占冠村バイオマス生産組合を基盤とした薪生産・メープルシロップの生産・木炭生産を開始し、森林資源を活用した産業の振興を図っております。薪生産・メープルシロップがもたらす効果と、今後の進展についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。薪生産におきましては28年度実績ではありますが、発足当初の生産量の約1.7倍の生産量となっております。また本年においても製造工程の効率化を図り、

さらに生産性が向上したと聞いております。雇用においても正社員2名、臨時的任用職員として実人数で5名を雇用しており、林業従事者の雇用確保に寄与しているものと考えております。

メープルシロップ生産におきましては、1年目1/100だった製造効率が2年目で1/60となり、目標としておりました製造効率に達しております。

全道で製造施設が減少傾向にある木炭製造であります。本村としてはこうした状況にある伝統的な技術の継承、村民の需要に即することを目途として引き続き続けてまいります。なお生産量につきましてはここ数年の販売量を考慮し、検討を行いたいと考えております。

それぞれ5年目、3年目の取組みとなり、まだまだ改善の余地はございますが、議員ご指摘のとおり、村の産業振興は林業の進展を抜きにしては難しい状況であることは周知のとおりでございますので今後においてもこれらの取組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 少しずつ実績が上がっているように今の答弁で伺えるんですけども、いずれにいたしましても薪生産・メープルシロップにおいて将来経済性、採算性、そういうものの計画というもの立ててやらなければせっかくこうした良い政策も尻切れトンボになってしまうというような計画であります。本当にこれが企業として成り立つ事業であるか、ないかということをもう一度答弁願いたいと。

木炭生産は9月の議会でも私確かに申し上げたと思うんですけども、300万の補助金を出してたった60万くらいの売り上げしかない

と。だから私のここで聞きたいことは、将来に向かって採算性の悪いものはやめて新しい木質バイオマスの検討に入ったらいかがかというのを聞きたいので聞いているんですけど。これついて将来、経済性について、それから単独で事業を本当に行えるかこのへんについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） それぞれまだ発展途上という中であって、議員おっしゃるとおり採算性の問題は重要な課題であるというふうに私も思っております。そういった中でそれぞれ需要拡大を図りながら生産の量含めて調整をして生産、採算が取れる事業として進歩していただければというふうに思っています。

木炭につきましては林野庁においても最近、薪がまた見直しをされて全国的にも薪の需要が高まるのではないかというお話もありますけども、これらを含めて、利用する施設も含めて再度検討する余地があるのかなというふうに考えております。炭生産におきましては旭川以北で現在は4カ所のみということで、旭川から南では占冠だけという状況になってございます。最近新たな市場も見つかったというふうに聞いておりますけども、そういった中であってどれだけの需要があって、どれだけ生産をして供給すればいいのかというこのへんの見極めをしながら事業としては展開していきたいというふうに思います。

メープルシロップにつきましてはNHK、STVでも取り上げられておりますけれども、注目度が上がっているという状況であって、そういったことを踏まえながらぜひ生産をしていきたいと。これら一つの会社の中でやっておりますので林業生産、林業と合わせて、バランスを取りながらそういった事業展開をしていただければというふうに考えておりま

す。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） せっかくのバイオマス、森林資源の活用と、これ大きな問題でありますので将来的に成功することは誰もが望んでいると思うんです。潰そうなんて考えはないと思うんです。しかし今の状況では助成金のあるうちはできるけども、現に助成金がなくなったらできないというのは実態でないかと思うんですね。

大変難しい問題かと思うんですけども、各自それぞれ今3つやっていますけども、それぞれの将来計画をこのへんで樹立して助成金がなくなったらどうなるか本当に続けた方がいいのか、そのへんを十分検討しなきゃならないと。確かに多くの人たちがここで働いていることは非常にけっこうなことだと思うんですけども、その人のためにもやっぱり自立しなきゃならないということが原則だと思うんですね。いつまでも助成金に頼ることにはならないと思うんです。そのへんを踏まえてもう一度村長の見解をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども若干少し申し上げましたけれども、それぞれの事業が一体となって進んでおります。それはバランスを考慮しながら生産量と販売量の整合性を図って事業として成長できるものについては進めますし、事業として完全に駄目であれば、もし駄目であればそういった判断もしなければならぬかもしれません。そこらへんは事業者とも十分協議をしながら採算性の取れる事業として歩んでいただけるよう村としても最大限の努力をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ただいま村長の良

い判断を伺いましたので、悪いものにいつまでもしがみつくと必要はないと思うんです。そのへんにおいて勇断をもってこの事業を進めていただきたいと。

そういう意味におきまして次に提言したいということは、漢方薬の材料となる薬草でなくて薬木の植栽を進めてはいかがかと。ここに書いてありますように、キハダ、これ俗にシコロの木って言っているんですよ、これは胃腸薬に。それからホオノキは利尿作用があるとされています。これは実際漢方薬として使われていますのでこういうその需要に事業を転換していくというようなことがあります。まだ他にいろいろとあるんですけども、今回はこのキハダとホオノキを植栽してはいかがかとこういうことを提案していきたいと思えます。村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ご提言ということでありがとうございます。キハダ、ホオノキの植栽でございますが、北海道でも過去に道央、道南、道東で植栽地の試験が行われ、その結果、陽樹であるため日当たりが良い皆伐跡地で比較的水はけが良い箇所での生育が良好との結果が出ていると聞いております。当村でもキハダの天然木が尾根沿いから中腹の日当たりの良好な箇所で見られますが、人工植栽の場合、先に述べた条件のほか、採算が合う植栽面積や植栽本数、利用できる太さ、植栽地の傾斜、搬出経路などの課題や薬木として利用できる年数は植栽後15年から20年とも言われており、その間の維持経費等の対策も必要と考えます。今年近隣自治体で同様の取り組みが始まるとの報道がございましたので、その取り組み状況を参考に、村として取り組みが可能か判断していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 実は11月5日の道新に夕張薬木の里にという新聞があります。占冠においてもキハダの木、それからホオノキなど私の森林でもかなりの本数がありますので、これは大丈夫かなと思うんですね。ぜひこれ試験したらいいかなと思うんですけども、森林室長あたりは専門家でございますので、占冠の村有林、民地をよく眺めてこういうものの振興に努めてもらいたいとこのように考えています。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 夕張での計画につきましてはカラマツの後に植える事業ということで、メーカーであるツムラとの提携と伺っております。占冠村だと湿地が多いのでヤチダモの生育が良いと、それから日当たりの良いところで育つ木なのでイタヤにも適しているという現状はございます。これらを踏まえて、先ほど申し上げたとおり、ご指摘の薬木が村にとって可能かどうかの判断はそういった状況を見ながらしていきたいなというふうに思っています。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 木にはそれぞれのその特徴がありまして、私が言っているのはこの木を一斉に植えるっていうことでなくて混合林を作る。いろいろな木の中でこういう木を入れるというような施業の仕方をしなければ、おそらく苗木を買ってきて一斉に植えてもこれはもたないと思うんですね。だからそうしたその林分を選んでやったほうがいいと思うんですね。湿地と言っても全地が湿地でないんです。やっぱり日当たりのいい南向き、日当たりの悪い北向き、それから低湿地帯、蛇紋地帯いろいろなその地形があります。

そうしたことを選びながらやることによってかなりのシコロの木とそれからホオノキが実際に自然に生えていますのでそのへんをよく検討してもらえればわかると思うんですけども。理屈抜きで一つこれは実行してはいかがかと思うんですが、もう一度村長の考え方をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 最初にご答弁申し上げたとおり村内にはそういった薬木が生息、現存するという事は承知しております。合わせてそれが山づくりの混合林の中で可能かどうかも含めて専門家のご意見等も伺いながら村の山づくりの中で検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは質問の第2点をお伺いいたします。占冠村の自立を目指して（集中改革プラン）の策定の再考ということでございます。ちょっと古い話なんですけれども、集中改革プランは平成17年新地方行政改革指針に基づき平成21年まで具体的な取組みを集中改革プランとして公表することになり、村でも表題のプランが示されました。集中改革プランは平成21年度末で終了し、地方自治体では引き続き行革が推進され、8割以上の団体が独自の計画や方針が作成されています。

占冠村ではインターネットのホームページに集中改革プランが残されている現状であり、

独自の方針・計画は当然策定されていない状況と思われます。行革のタガが緩み、そのため最近財政推計に見られるような数年後には基金が枯渇する状況になるのではないかと私は危惧しているところでございます。

ここで集中改革プランの内容についてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、この集中改革プランは公共料金使用料手数料の見直しで歳入を強化すると共に経費削減等による財政効果を生むために、1、役場機構事務体制の見直し、2、人件費削減、3、事業補助金の見直しという歳出の削減を基本とするものでした。これは占冠村が今後も自立していくうえで大事な方針であると考えます。しかし、残念ながら財政の方向性に心配な面がみられ、村の自立が危惧される状況にあると思います。

村の決算状況をちょっと勉強させていただきましたが、平成18年3月集中改革プランの中では補助経費や普通建設事業費の削減が示されましたが歳出、構成比率も見ると、平成16年度はそれぞれ11.8%。それから補助費ですね。建設、普通建設事業費が15.7%あったものが平成26年では12.2%、それから平成27年度は13.2%と。普通建設事業費が26年度は28.8%、27年度は20.2%。かなり上昇されている現状でございます。これは占冠村の決算状況の中にも数字が載っておりますのでお分かりかと思えます。

さらに削減を目指した物件費、扶助費においても増加している傾向になります。なお、経常支出比率においても25年度は81.4%のものが26年度は88.7%、27年度は88%。次に目標でございますが、31年度は97.9%というような目標が立てられております。

そこでお伺いしたいことはこうしたような現状の中において、非常に補助費だとか、建

設事業費が上昇している中において、これは中村村政時代のもの、小林村政も一部関連しておりますが、それでこういうことを踏まえて田中村政の財政運営計画これについてはここに新たに集中改革プランと書いてありますけれども、財政の新たな計画を田中村長は立てる気があるかないか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 本村の集中改革プランは、平成17年に国において策定された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき村が行政改革の具体的な取組みを集中的に実施するために策定した平成17年度から平成21年度までの5年間の取組みを示した計画であります。本プランは平成22年3月に終了しており、その後の取扱いについては各地方公共団体の自主的な取組みとされています。本村においては当時合併協議会を解散し、単独の村づくりを選択したことから平成19年3月に作成している自立推進計画に基づいた行政改革及び行政運営を行ってまいりました。

今後においても平成30年度に策定される占冠村総合計画を基本として現在あります財政推計に基づいた財政運営を進めてまいります。国において予定されている地方交付税を含む財源配分の動向に注視しながら必要な行政改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 1点だけお伺いしておきたいんですけども、ただ今、財政推計に基づいた財政計画というふうに村長は答弁されたと思うんですけども、そのような考え方でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 財政推計に基づいた財政運営を進めてまいります。こう申し上げました。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 財政推計計画というのは今年の29年から31年までの推計、このことを言っているんですか。そうしますと、若干矛盾が出てくるんですけども。ただ今申し上げたように経常収支比率、これは非常に高くなっているんですよ。段々高くなっているものですからこれは大体目処は80%と。それ以上になってくると財政収支があやしくなるということは事実ここに書かれておるんですけども。だから通常80%というのが基準であり、それから高くなって、ましてや30年度には98.5%の推計。そういうようなことで計画を立てられるんですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 経常収支比率につきましては上がれば自由度が下がるということに財政的に自由な使い回しができないということになるかと思いますが、与えられた計画の数値をその算式に当てはめると、ただ今ご指摘の計上収支比率になると。過去には99%台も経験したということもありますし、計画自体、歳入については考えられる費目の最小値、収入欠陥を起こさない数値を当てています。歳出にあつては総合計画にある事業を仮に実施した場合こういった歳出になりますよという財政推計を立てておりますので、その場合財政推計についてはそういった組み立てをしていて、そういった中でやっていますから実際にこれを事業として単年度予算として実行する時にはこれは当然査定なり、その時々々の歳入に合わせた歳出を組み立てるという作業が必要になってきますので、現行の財政推計を利用して基本的には進むという考

え方でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私が申し上げた補助費、建設事業費これについては年々上昇気味なんですよ。特に補助費あたりは抑えなきゃならないと思うんです。そうしないといずれ村も基金がゼロになってパンク状態になる。これは明らかに見えていると思うんです。そこで一番の問題は、果たしてどうやって人件費等々を減らすか。それからもう1点については補助金、各種団体いろいろな補助金がある、どうやって減らすか。このへんが新年度の田中村政の腕の見せ所だと思うんですよ。これがなくては村を健全育成うんぬん財政再建なんてできないと思うんです。そのへん村長もう一度ご説明お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今、長谷川議員ご指摘のとおり、補助費、普通建設事業費含めて上がっています。合わせて修繕等の経費も含めて経費的には上がってきているというのが予算書を見たときに私も感じております。そういった中でどうするのかというご質問ですけども、当然歳入があって歳出ですからそういった方法でその経費を減らせるのかどうか。その経費がいじれないとすれば何の経費を落とすのか。そういったやりくりをしなければ駄目だと思うんですよ。

補助費については簡単に申し上げますと一番大きいのは広域連合、それからその次に福祉協議会だとか村内各種団体、大きな団体、そういったのが多くありますし、医療補助含めて補助関係の施策等様々あります。これらが可能とせないとすれば事業を一個やめるとか、それを翌年度送りにするとか。やっぱり歳入があっての歳出ですから、そこを工夫してやらざるを得ない。あるいは許される範

囲であれば起債という方法もありますし、最終的に不足する時には財政調整基金なり目的基金を使わせてもらうというやりくりをしながら進めると。

議員ご指摘のこのままだと基金が底をつくだろうというお話もされていますが、そのところはやはりそういった危機に陥るような基金の使い方をしないという予算決定をしていかなきゃならないというふうに思いますので、実は今、予算査定がこれからなんですけども、既に歳入不足ということで総務課長の方から聞いていますから、これをどう査定をして、どれだけ歳入に近づけるのかという努力をしていかなければならないと。そういうことで決算ベースでなんとかつりあいがとれるような財政運営を進めていきたいというふうに私は今思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第4、認定第1号、平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、五十嵐正雄君。

○決算特別委員長（五十嵐正雄君） 決算特別委員会審査報告について。平成29年9月28日開催の第5回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号、平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る10月25日・26日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（相川繁治君） これから平成28年度

占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長長の報告は認定とするものです。委員長長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(全議員起立)

○議長（相川繁治君） 起立多数です。したがって平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定しました。

---

### ◎日程第5 議案第1号から日程第12 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第1号、村道路線の認定についての件から日程第12、議案第8号、占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号及び議案第8号については産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書1ページお願いいたします。議案第1号、村道路線の認定について。道路法第8条第1項の規定により次の路線を村道認定したいので同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由の説明をいたします。国有財産であります宮下国道併設道路の譲与を受けることにより、村道認定をして維持管理を行うものでございます。村道調書で説明いたします。路線番号170、新たに認定するものでございます。路線名、宮下5号支線。起点、占冠村字シムカブ原野57番254地先国道237号。終点、占冠村字シムカブ原野47番9地先国道237号。

道路延長、L=175.22mでございます。位置図につきましては、議案書2ページをご参照ください。以上、ご審議宜しくお願い申し上げます。

続きまして議案書19ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、土地改良法等の改正に伴い、占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正するものでございます。

概要についてご説明申し上げます。本条例の改正は、土地改良法等の改正に伴い、引用している条文の条項ずれの改正を行うものでございます。占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例第2条の2第1項中、法第113条の2第3項を法第113条の3第3項に改めるものでございます。条例の施行日は公布の日からとするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 議案第2号から議案第5号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に準じまして第5条第2項に規定する期末手当を改正するもので、第1条におきまして平成29年度の12月期分を現行の100分の222.5から100分の232.5に改め、第2条におきまして、平成30年度の6月期分を現行100分の207.5から100分の212.5に、12月期分を100分の232.5から100分の227.5に改めようとするものでございます。施行期日につきましては公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用、第2条に関しましては、

平成30年4月1日から適用することとなっております。

続きまして5ページをお願いいたします。議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件につきましても人事院勧告に準じまして第4条第2項に規定する期末手当を改正するもので、第1条におきまして平成29年度12月期分を現行の100分の222.5から100分の232.5に改め、第2条におきまして、平成30年度の6月期分を現行100分の207.5から100分の212.5、12月期分を100分の232.5から100分の227.5に改めようとするものでございます。施行期日は公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用、第2条に関しましては、平成30年4月1日から適用することとしております。

続きまして7ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件につきましても人事院勧告に準じまして一般職の給与及び勤勉手当について改正するものでございます。第1条におきまして平成29年度の職員の勤勉手当について、12月期分を現行100分の85を100分の95に改め、再任用職員の勤勉手当を現行100分の40を100分の45に改めるものと、一般職の給与表の改定でございまして。第2条におきまして平成30年度の職員及び再任用職員の勤勉手当について、12月期分をそれぞれ100分の95を100分の90に、100分の45を100分の42.5に改めようとするものと文言の修正を行うものでございます。第3条におきましては給与表の改正によります減額の補償について、平成33年3月31日まで延長するものでございます。施行期日につき

ましては一般職の給与については公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用、勤勉手当につきましては公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用し、第2条及び第3条の規定については平成30年4月1日から適用することとしております。

続きまして議案書13ページをお願いいたします。議案第5号、資金積立金条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は各種計画に基づいて実施されます事業の財源として活用するため、その財源に充てる基金を新たに設置するものでございます。内容としましては、第2条別表に占冠村むらびと条例に係る事業の推進を図るための占冠村むらびと基金及び占冠村むらびと条例に係る平和の尊さを学ぶことを目的とした教育の推進を図るための平和の村基金、この2つの基金を新たに追加するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に、議案第6号及び議案第7号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書15ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案内容の説明をいたします。

初めに訂正とお詫びを申し上げます。去る12月4日に開催されました総務産業常任委員会において、本件についての説明を行った際、施行期日についてはこの条例は平成30年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は平成29年4月1日から施行するものとしますと

訂正し、説明をいたしました。その後精査した結果、訂正する必要がなかったことが判明したため、施行期日の訂正前のこの条例は平成30年4月1日から施行すると訂正し、お詫びを申し上げるところであります。

それでは議案内容の説明をいたします。改正理由でございますけれども、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則並びに就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、基準及び施行規則の改正に伴い、市町村が子どものための教育、保育給付の認定を行った時の支給認定証の交付について保護者からの申請があった場合のみ支給認定証の交付をすることが可能とされたことから、このことに伴う支給資格等の確認について規定する第8条の条文を改正するものであります。また、法律の改正に伴い、引用している条文の条項ずれがあることから、その改正を行うものであります。第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に改めるものであります。施行期日につきましては平成30年4月1日から施行するものとします。以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして17ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案内容の説明をいたします。改正理由につきましては、持続可能な保険医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国保都道府県単位化に向け道内での給付基準を統一するため、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、1点目として、出産育児一時金42万円を40万4千円に改め、健康

保険法施行令第36条に規定する出産であると認められるときは規則で定めるところにより3万円を上限として加算できるよう条文の改正をするものであります。2点目としては、葬祭費を1万円から3万円に改めるものであります。3点目といたしましてこの条例の改正に合わせ、文言の整理を行うものであります。施行期日につきましては、この条例は平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降の出産及び葬祭について適用するものであります。以上、提案申し上げますのでご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎日程第13 議案第9号から日程第18 議案第14号

○議長（相川繁治君） 日程第13、議案第9号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件から日程第18、議案第14号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件までの件6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第9号については総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書21ページをお願いいたします。議案第9号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第7号は歳入歳出それぞれ395万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9890万円とするものと、地方債の変更2件でございます。

以下、歳入からご説明申し上げます。27ページをお願いいたします。14款、1項、国庫負担金において1目、民生費国庫負担金は障害者医療費国庫負担金70万円の増額。

14款、2項、国庫補助金において1目、総

務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金106万9千円の増額。

15款、1項、道負担金において、1目、民生費道負担金は障害者医療費道負担金35万円の増額。

15款、2項、道補助金において4目、農林業費道補助金は森林整備事業補助金284万4千円の減額。地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策事業）21万円の増額でございます。

28ページをお願いいたします。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は財政調整基金繰入金629万円の増額。

19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金241万4千円の増額。

20款、5項、雑入において1目、雑入は地域情報通信基盤施設修繕料代金86万4千円の増額。旧友桐荘光熱水費40万円の増額。

21款、1項、村債において3目、農林業債は林業専用道鬼峠支線開設工事事業250万円の減額。林業施設災害復旧事業債300万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。29ページをお願いいたします。1款、1項、議会費において1目、議会費は議員報酬140万円、議員手当49万円の減額。

2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は特別旅費2万7千円の減額。消耗品費6万円、燃料費2万7千円の増額。4目、財産管理費は燃料費8万円、光熱水費40万円の増額。5目、総合センター管理費は修繕料30万7千円の増額。7目、企画費は報償費で開業支援商品券20万円、修繕料86万4千円の増額。8目、支所費は消耗品費8万円の増額。10目、旅客自動車運送事業費は修繕料95万円の増額でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民基本台帳費は社会保障・税番

号システム整備委託料107万円の増額でございます。

30ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は障害者医療費140万円、介護保険会計繰出金130万円の増額。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金で110万円の減額。子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金103万7千円、子どものための教育・保育給付費道負担金返還金23万円、北海道子ども・子育て支援交付金返還金7万4千円、子ども・子育て支援交付金返還金9万8千円の増額。2目、保育所費は臨時雇上賃金170万円の減額でございます。

4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は訪問看護ステーション利用者交通費助成1万8千円の増額。2目、予防費はがん検診・エキノコックス症検査委託料40万円、総合健診委託料70万円の減額。5目、後期高齢者医療費は北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金118万3千円の増額でございます。

31ページをお願いいたします。4款、2項、清掃費において2目、じん荼処理費は最終処分場1工区覆土作業委託料39万9千円の減額。

6款、1項、農業費において2目、農業振興費は基幹水利施設管理事業費負担金9万円の増額。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は熊・鹿駆除捕獲奨励金12万円、普通旅費18万円、修繕料297万円の増額。林業専用道鬼峠支線開設工事557万5千円の減額。備品購入費2万5千円、未来へつなぐ森づくり推進事業補助金2万3千円の増額でございます。

32ページをお願いいたします。8款、3項、

住宅費において1目、住宅管理費は修繕料500万円の増額。地域振興住宅浄化槽維持管理委託料17万5千円、公営住宅等長寿命化計画（見直し）策定業務委託料28万8千円、耐力度調査業務委託料13万4千円、村営住宅外装改修工事176万1千円、住宅用火災警報器交換工事18万4千円の減額でございます。

8款、4項、都市計画費において、3目、公園費は消耗品20万円、光熱水費30万円の増額。

11款、1項、農林業施設災害復旧費において1目、林業施設災害復旧費は財源振替でございます。

14款、1項、職員費において、1目、特別職給料21万1千円の減額。特別職手当等21万1千円の増額。一般職手当等159万2千円の増額。一般職退職手当組合分159万2千円の減額でございます。

戻りまして22ページ及び23ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。24ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては第2表のとおり過疎対策事業債及び災害復旧事業債について変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第10号及び議案第12号から議案第14号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案33ページをお開き願います。議案第10号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号についての提案内容の説明をいたします。平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9730万円にしようとする

るものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書にて説明をいたします。36ページをお開き願います。歳入からになります。歳入は3款、国庫支出金、2項、国庫補助金は1目、財政調整交付金において88万5千円の増額です。

6款、道支出金、2項、道補助金は1目、道財政調整交付金において107万円の増額です。

8款、繰入金、1項、繰入金は2目、国保財政調整基金繰入金において844万5千円の増額です。

次に歳出です。37ページをお願いいたします。1款、総務費、1項、総務管理費は1目、一般管理費において電算処理委託料32万4千円の減額、2目、連合会負担金において国保連合会北海道クラウド導入負担金227万9千円の増額です。

2款、保険給付費、1項、療養諸費は1目、一般被保険者療養給付費において380万円の増額です。

2款、2項、高額療養費は1目、一般被保険者高額療養費において350万円の増額です。

7款、共同事業拠出金、1項、共同事業拠出金は1目、高額医療費共同事業医療費拠出金において114万5千円の増額です。以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして議案43ページをお願いいたします。議案第12号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号についての提案内容の説明をいたします。平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1450万円に

しようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明を行います。46ページをお願いいたします。歳入は、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金は2目、地域支援事業交付金において39万円の減額、3目、事業費補助金において47万円の増額です。

5款、道支出金、2項、道補助金は1目、地域支援事業交付金において19万5千円の減額。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金は2目、地域支援事業繰入金10万円の減額、4目、その他一般会計繰入金において事務費繰入金140万円の増額です。

8款、繰越金、1項、繰越金は前年度繰越金51万5千円の増額です。

次に歳出です。47ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費は1目、一般管理費において13節、委託料、制度改正に伴う介護システム改修委託料117万6千円の増額。マイナンバー制度改正に伴う介護システム改修委託料43万9千円の増額です。

3款、地域支援事業費、1項、地域支援事業費、2目、一般介護予防事業費は財源振替です。3目、包括的支援事業費は職員手当等4万7千円の増額、共済費1万円の増額。使用料、及び賃借料2万8千円の増額です。以上で議案第12号の説明を終わります。

次に議案49ページをお願いいたします。議案第13号、平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についての提案内容の説明をいたします。平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1790万円にしよう

とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明いたします。52ページをお願いいたします。歳入は1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料は1目、特別徴収保険料において現年度分4万円の増。2目、普通徴収保険料現年度分56万円の増額です。

次に歳出は2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は1目、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金、補助及び交付金において保険料等負担金60万円の増額です。以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして議案53ページをお願いいたします。議案第14号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号についての提案内容の説明をいたします。平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2170万円にするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書により説明いたします。56ページをお願いいたします。歳入は4款、繰越金、1項、繰越金において前年度繰越金20万円の増額です。

次に歳出は2項、医業費、1項、医業費は1目、医業費においてトマム歯科診療所医療機器修繕料の計上で20万円の増額です。以上で提出議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第11号について

は、産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書39ページをお願いいたします。議案第11号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1090万円とするものでございます。

議案書42ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。5款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入で消費税及び地方消費税還付金50万円の増額でございます。

続きまして歳出のご説明をいたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、需用費の修繕料で50万円の増額でございます。

議案書40ページをお願いいたします。補正後の歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 30年 1月 30日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 大 谷 元 江

平成29年第7回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月15日（金曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		村道路線の認定について
日程第 2	議案第 2号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号		特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4号		占冠村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号		資金積立基金条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6号		占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7号		占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 8号		占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 9号		平成29年度占冠村一般会計補正予算（第7号）
日程第 10	議案第 10号		平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 11	議案第 11号		平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 12	議案第 12号		平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 13	議案第 13号		平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 14	議案第 14号		平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（7人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	3番	大谷 元江 君		4番	長谷川 耿聰 君
	5番	山本 敬介 君		6番	五十嵐 正雄 君
	7番	佐野 一紀 君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	平 岡 卓	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	地 域 振 興 対 策 室 長	野 村 直 広
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 俊 幸	産 業 建 設 課 長	小 林 昌 弘
林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦	ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦
総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美
財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹	税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗
社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩	保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里
介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二	環 境 衛 生 担 当 主 幹	石 坂 勝 美
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
-------	-------	---------	---------

（農業委員会）

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	小 林 昌 弘
-----	---------	---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	小 尾 雅 彦		

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 尾 雅 彦	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

---

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、村道路線の認定についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 少しお聞きしたいと思います。村民みんなあそこは不思議な道路になっているなというふうに思っていると思うんですけど、あれがああいう形で残っている経緯をお聞きしたいのと、今このタイミングでどうして村道になるのかということですね。ずっと開発の土地できていると思うんですが、このタイミングでどうして村道にするのかということですね。

それと、村道にした後、当然コストもかかってくると思いますが、道路としてのみ利用していく方針か、そのあたりのところ。村に入っていくちょうど見える位置というか、何かPRするにもちょうど良い場所だというふうにも思えるんですよね。そういった活用方法も考えているのか、そういったことを少しお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林

昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。1点目のこれまでの経緯なんですけれども、確かに国道拡幅になりましてからかなりの年数が経過しております。これまでの経緯につきましては私のほうもそこまで調べておりませんのでこの場ではちょっとお答えすることができないんですけれども、平成26年に旭川開発建設部のほうから宮下国道併設道路について平成27年度以降に無償譲渡したいという旨の申し出がございました。その後、28年にも同じような話を旭川建設部のほうからいただいていたわけなんですけれども、用地の確定とかがまだ終わっていなかったことで、その用地の確定が平成29年に行われております。用地の確定を受けまして、今回村道の認定の議案を提出したところでございます。譲与についてはこの村道の認定の議決をいただいた後に譲与申請の提出をいたしまして、その後譲与の契約の締結、また、その後所有権の移転登記という形で進めていくこととなります。

2点目の今後の活用方法でありますけれども、今回村道として認定ですのであくまでも道路という形で活用していくということでその他の活用方法については今のところ特にはございません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） もう1点、今中央分離帯になっている部分がありますよね。国道と今回村道になる間の中央分離帯の部分、この部分というのはどちらの所有になるんでしょうか。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） お答えいたします。中央分離帯といいますか、国道の歩

道の部分になるかと思うんですけども、こちらについては開発局の用地になります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、村道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、資金積立基金条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議案第5号について何点かお伺いしたいと思います。まず、今回占冠村のむらびと基金と平和の村基金を新たに設置するというところで説明がありましたけ

れども、平和の村基金については趣旨の部分は五十嵐議員の質問で分かった部分もありました。ただ、この2つとも改めて設立する、まずは趣旨についてお伺いしたい。これが1つ目です。

あと、基金はどのような規模になるのか。そして、どのような運用を想定しているのか。当初の財源も含めて詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、2つの基金の創設の趣旨でございますけれども、平和の村基金につきましては昨日の五十嵐議員の質問の中で村長がお答えしていたようなことで、特定寄附もあったことからこのような形で基金のほうを創設させていただくということになりまして、平和体験学習に生徒が全員行けるような財源として活用したいというふうに考えてございます。

それからむらびと基金、こちらのほうなんですけれども、実はふるさと納税の充当ということになってまいりまして、今現在、林業・農業・福祉、それから環境保全と観光ということでふるさと納税の寄附金について振り分けをさせていただいておりますが、実は指定なしということで寄附をいただく比率が全体の58%ほどございます。このようなことから、基金に地方創生、それから人づくり、コミュニティづくりに係る案件について財源がないということもございまして、むらびと基金という名称で基金を創設させていただいて、住民活動の推進事業ですとか、公設塾などの事業の財源として充てていきたいということで創設させていただいております。

積立の規模としましては、当初、平和の村

基金につきましては100万円程度見込んでございます。その他につきましては具体的な事業として300万円程度になるかというふうに思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 大体分かりましたが、当初100万と300万くらいということですが、これは毎年基金として積んで大きくしていくから運用するのか、それともその年にどんどん運用していくのか。そのあたりの運用の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。こちらにつきましてはその都度運用していきたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、資金積立基金条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

## ◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

## ◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） おはようございます。先日行われた常任委員会でも質問させていただいたのですが、まだちょっと納得がいきま

せんので再度質問させていただきます。

この支給額の設定なんです、42万円というのは条例を確認しましたが42万円を支給するという、ただし書も何もなく記載されておりましたので、これも納得がいけないのですが、40万4千円にする理由。そしてただし書の3万円は何を意味して3万円としているのか。計算すると1万6千円減額になるなど単純に思うわけですけれども、この理由を教えてください。説明願います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えさせていただきます。出産育児一時金の金額についてでありますけれども、条例改正しましてもこれまでどおり出産育児一時金につきましては42万円であります。この42万円という金額につきましては、健康保険法施行令で定められた主産育児一時金、医療機関に支払う出産に要する費用が40万4千円に、出産による後遺症に対する産科医療補償制度の掛金相当額1万6千円を加算した金額が42万円であります。

これまで本村では条例でこれらの金額を合算した金額を出産育児一時金としておりましたが、産科医療補償制度に未加入の分娩機関での出産には掛金相当額は支給しないため、その場合出産育児一時金は40万4千円となります。道内での分娩機関では100%この制度に加入していることから1万6千円を加算した42万円が出産育児一時金となります。このことを明文化するために今回条例改正を行うものであります。

また、加算額の3万円を上限にしている理由でありますけれども、これについては産科医療補償制度の掛金相当額分でありまして、制度創設以来掛金の変動されることが想定さ

れておりますことから幅を持たせているものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 産科医療補償制度というもので掛金として3万円が補償されているからこの上限3万円というものが入っているのかなと思うんですが、それがこの改正で1万6千円になるという理由はなんなんでしょうか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 掛金が3万円補償されているということではありませんで、当初この産科医療補償制度が創設された時には掛金が3万円だったんです。それ以降掛金の改正が行われて今現在1万6千円という金額に設定されているということでございます。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今産科補償制度が1万6千円なので1万6千円でその加算額40万4千円の基本に1万6千円の医療補償制度が加算されて42万円になるよということですね。今改めて40万4千円にする理由、そして今まで条例に書かれていました42万円、加算額が含まれての42万円としている理由、そのへんが納得いかないんですね。分ける理由が納得いきませんので説明願います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。分ける理由につきましては先ほども申し上げましたとおり、出産に係る費用としての40万4千円と産科医療補償制度の掛金相当額の1万6千円といった内容によるものであります。

なぜ今回分けて条例改正をしたかということ、

これまでが本来であればもっと前に法律が成立したときにこのように標記すべきものだったんですけども、今回間違いが発覚したことによりまして改正させていただきたいということでもあります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 大変難しい問題でなかなか理解に苦しむんです。私もこれをみると何故42万円を40万4千円にしたのかと単純にそう思うんです。ここに村長が国民健康保険政令、大正15年云々とある。36条の規定を勘案し、必要と認める時は規則で定めることによってこれに3万円を上限に加算すると。これを読んだって分かりませんよね。

そこで調べたんですけども、国民健康保険令36条、これは法第101条の政令の金額があるんですよ。その施行令で定めているのは39万円とするところがあるんですよ。39万円が基礎となって1号2号という条件があるんですよ。結局39万円に3万足して42万円ですか、こういうことになるんですよ。体重が2000グラム以上だとかいろいろ基準、要件があるんですけども。

1点だけ、単純に聞いておきたいんですけども、1万6千円減額となって40万4千円となる方の要件、これはどういう人が40万4千円を支給されるのか。1点だけ、これさえ分かれば私は納得できるんです。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 40万4千円だけ支給される要件なんですけれども、先ほどもご説明いたしましたが、産科医療補償制度に加入していない医療機関において分娩された場合においては40万4千円が医療機関に

支払われるということでもあります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 調べてみたらそういう医療機関はないんですよ。全部入っているんですよ。だから未加入の医療機関で出産した場合は40万4千円と、こういう医療機関はないんですよ。もう1つ要件があると思うんですよ。その要件を教えてくださいんですよ。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 私共のほうで調べたところでは医療制度に加入していない医療機関はあります。医療制度に加入しているところは全国の加入率でいくと99%、1%加入していないところがあるということでもあります。あと、産科医療補償制度の対象にならない出産としまして22週未満の分娩については産科医療制度の対象とならない出産でありますので、産科医療補償制度に加入している医療機関においても22週未満の出産については40万4千円となります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 22週未満で出産した場合は40万4千円なんですかね。22週を超えるといくらになるんですか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合において、22週を越えた場合については42万円が医療機関に支払われるということでもあります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番(山本敬介君) 何点か確認のためにお伺いしたいと思います。まず、議案29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の5目、総合センター管理費の11節、需用費30万7千円の内容についてお知らせください。

その2段下、7目、企画費の中の同じく需用費の中の修繕料86万4千円の内容についてお伺いしたいと思います。

さらにその2つ下、旅客自動車の運送事業費の中のこれも修繕料95万円の内容についてお伺いします。

続きまして30ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の中の7節の賃金、臨時雇上賃金の110万円の減、それと保育所費の中も同じく臨時雇上賃金の170万円の減。保育所または児童についての臨時の雇上について、これは採用ができなかったのか、そのあたりの事情をお知らせください。

続きまして4款、衛生費、1項、保健衛生費の2目、予防費、13節、委託料。検診委託料が合わせて110万円の減になっていますが、これは受診率が下がっているのかどうか。そのあたりのことをお知らせください。

続きまして31ページ、4款、2項、清掃費、

2目、じん芥処理費の中の13節、委託料です。最終処分場の覆土作業の委託料が39万9千円の減ということですが、これの理由についてお知らせください。

32ページになります。8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費の中の11節、需用費の修繕料500万増になっていますが、この内容についてお知らせください。

同じく32ページ、4項、都市計画費の中の公園費、11節の需要費、消耗品20万、光熱水費の30万ですが、この内容についてお知らせください。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは私のほうから29ページ、2款、1項、総務管理費の総合センター管理費修繕料37万円についてお答えいたします。こちらにつきましては、総合センターの非常用照明のバッテリーの交換、それからその他商工会、村長室の老朽化したカーテン、ブラインドの交換ということで修繕料を計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず1点目、29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、10目の旅客自動車運送事業費の修繕料でございます。こちらにつきましては95万円計上しておりまして、村営バスの修繕でございます。村営バス富良野線で3台バスを保有しておりまして、この3台の修繕費60万円で計上しております。修繕の内容ですけれども、スプリングの交換、あとヒーターポンプの取替え、オルタネーターのベルトダンパー交換等を予定しておりまして、現在予算のほうも当初予

算が底をついているということで、突発的な修理に今後対応すべく予算のほうを計上させていただいております。残りの35万円につきましてはトマム線のバスになります。こちらにつきましてもヒーターのモーターの交換、タイロッドダンパーの取替えですとかを予定しております。

続きまして31ページ、4款、2項、2目、じん芥処理費の委託料でございます。最終処分場の1工区覆土作業委託料39万9千円の減額理由でございますけれども、こちらにつきましては昨日の一般質問のほうでも最終処分場について質問いただいておりますけれども、当初予算において処分場第1工区と第2工区がございまして、第1工区の閉鎖に向けて最終覆土の予算措置をしておりました。しかし、ごみ減量化推進委員会で最終処分場について議論しており、結論が年度末ということもあることから今年度はこの業務を見合わせたいということで減額をしております。

続きまして32ページ、8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費の11節、需用費、修繕料でございます。500万円の増額ということで、こちらにつきましてはトマムにあります第2トマム団地、こちらを11月末で一棟4戸を用途廃止しまして、村有住宅にしております。こちらに関わる修繕費ということで計上させていただいております。こちらについては、浴室の改修、ボイラーの設置、それに伴う配管ということで予算のほうを計上させていただいております。

続きまして同じく32ページの8款、土木費、4項、都市計画費、3目、公園費の需用費です。こちらにつきましては消耗品費、光熱水費、それぞれ農村公園のトイレに関わるものでございまして、こちらにつきましては日勝峠の通行止めに伴う道東自動車道の無料化に

よりましてこれまで利用者が増加しております。それに伴いまして消耗品としましてはトイレットペーパー及び洗剤の使用料が増えたということで予算計上しております。光熱費につきましても同じように電気料が増加しているということで今回計上させていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 山本議員のご質問にお答えさせていただきます。30ページ、3款、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の賃金110万円の減額についてでありますけれども、これにつきましては学童クラブに係る臨時職員の賃金と、トナム地区で行っております1歳児保育に係る臨時職員の賃金を計上しております。今回学童クラブに係る賃金として70万円の減、1歳児保育に係る賃金として40万円の減であります。これにつきましては対象児童がない場合には行わない場合もありまして、回数・時間の減によるものと、社会保険の適用の制度の変更によりまして勤務時間が抑制されてしましましてそれによる賃金の減があります。

保育所費の臨時雇上賃金の170万円の減でありますけれども、これにつきましてはトナム保育所については月平均3人の臨時職員を計上しておりましたが、実際は月平均1.5人の臨時職員で対応してきたことによりまして160万円の減を予定しております。中央地区につきましては月平均4.5人の臨時職員に対して現在も4.5人の臨時職員で対応しております。これにつきましては勤務時間等の状況等があり10万円の予算減といったことで、金額的には大きいですが、合計170万円の減といった状況であります。

4款、1項、2目の予防費の検診について

ですけれども、検診率でありますけれども、昨年度よりも受診率が下がっている現状にあります。胃がん検診では28年度10.4%だったのが9.2%、大腸がん検診については17.5%だったものが15.7%、肺がん検診については23.5%が22.7%といった感じで昨年よりも下がっている状況にあります。また、健診につきましても昨年度は約57%だったものが今現在で43.9%といったことで受診率が下がっている状況にあります。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 山本議員のご質問にお答えいたします。29ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費の修繕料でございますけれども、こちらはトナムリゾートの社員寮等の増設による光ケーブルの修繕となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 31ページ、6款、農林業費、2項、林業費の中の1目、林業振興費の中で額は小さいんですが熊・鹿の補助事業ということで12万円の予算増と。説明受けたと思うんですが、再度聞いておきます。鹿、熊のそれぞれの今日までの捕獲頭数、それから今後の見通しとこの1年間でどのくらいの頭数になるのか明らかにしてほしいと思います。

それから2つ目、19節の負担金、補助及び交付金の関係で未来へつなぐ森づくり推進事業の補助金ということで2万3千円の増となっております。この補助金、今回追加しているわけですが、全体的にどれだけの面積に対して補助が出されているのか。そのへんについてと既に伐採されたり、未立木地にな

っているところを今後村として民有林含めた指導をして森づくりをしていくということであるのかどうか。そのへんについて伺います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。まず未来へつなぐ森づくりですけれども、この事業はご承知のとおり切った山が植えられないことを解消されるために必ず植えるということを事業の目的として進められております。それでこの2万3千円の補正でございますが、事業費が伸びたということで2万3千円の増になっているということで、事業の対象としての面積については9haということでございます。

それから熊・鹿でございますが、熊については当初5頭ということで予算計上しておりましたが、ご承知のとおり今年畑に熊が出てくるのが多くて予定よりも4頭多く捕獲したということで1頭あたり3万円で12万円の補助ということでございます。鹿については今手元にないので後で説明いたします。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 補助事業の関係で事業費の見直し等を含めて9haに対して2万3千円の追加をせざるを得ないということなんです。後段で質問したように民有林等含めて未立木地というか、そういった伐採や施業した後のそのまま放置されている林分というか、そのへんについての面積の把握と、前にも質問しているんですけれども、村内の中にも何箇所か未立木地等があるわけですよ。それらは台風等の被害以降ほとんど手を付けられないとかそういったことも含めてあれば、そのへんについての造林等を積極的にやるべきだと。

例えば中央からよく見える村有林に上がっ

ていくところの日高のほうの事業体がもっている山が高速道路の関係で実は皆伐されて以降、早急に植林をするということで高速道路の公団のほうとも話をして、早急に解消していくとこういうことになっていたんですけれども、そのへんがどこまで進められているのか。少なくとも住民や観光客から見えるところについては積極的に未立木地の解消というか、皆伐跡地の解消を、たとえ民有林であっても解消すべきだというふうに思っています。そのへんの関係について把握しているものがあれば、どういった事業をしていくのかも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） お答えいたします。鹿の頭数ですけれども11月末現在で237頭ということでございます。

それから、一般民有林の未立木地の扱いでございますが、大変申し訳ございません。私はそのへんの経緯をよく承知しておりません。当然森林として扱う、森林法でいう5条森林ということで扱っているものについては未立木地の解消というのはしていかなければならないので、そのへんについて森林組合を通して早急に造林するなり、天然更新の手段をするなり、指導をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 中央地区から見るところのスキー場の横のところ、これについてはかなり前から造林すべきだということで進んでいるわけなんですけれども、ちょうど高速道路のトンネルの上のところですよ。上部のところは全く植えられていなかったということで村のほうから要請して経緯としては東日本に早急に造林等の催促をとということで

お願いしていると、こういう答弁をもらっているんですよ。なかなかそのへんについても解消されていないということなので、こういったことも含めてきちっと事業体にやらせるということが必要だろうと思います。本当に見にくい山になっていますので、一部上部のほうについては造林されて筋等がはっきりして植えた苗も遠くからでも見えるようになっていきますから、少しずつ回復しているんですけども、そのへんについて早急に図るべきだというふうに思っています。そのへんについて伺います。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、今野良彦君。

○林業振興室長（今野良彦君） お答えいたします。確かに未立木地でそのまま何かすればシラカバが生えてきて山になるという話もあるんですが、それまでの間に20年も30年もかかるということで、早急な対応を取っていかねばならないということで、議員のご指摘もございましたので、関係機関にお話ししながら早急な対策を促していきたいなというふうに思っております。

それから先ほどの未来へつなぐ森づくりの面積ですが、勘違いしておりました19haです。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 30ページ、3款、2項、1目、児童福祉総務費、先ほど山本議員が臨時雇上賃金を伺っておりましたので、23節、償還金、利子及び割引料、子どものための教育、北海道子ども・子育て支援、子ども・子育て支援交付金と4種の返還金がございますが、総額143万9千円の返還する理由をお知らせ願います。

それともう1点、4款、1項、5目の19節、

北海道後期高齢者医療後期連合市町村負担金（平成28年度精算分）で118万3千円の増と。精算されて不足分が生じたのかなと思いますけれども、これの内訳を説明願います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。まず、後期高齢者医療の内訳につきましてはお時間をいただきたいと思えます。

児童福祉総務費の関係でありますけれども、子どものための教育・保育給付費国庫負担金と道負担金につきましては保育所の運営に係る負担金であります。下の2段の交付金につきましては学童保育の運営に係る交付金でありまして、いずれも28年度の事業費の確定による返還金でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 29ページの2款、1項、総務管理費の中の4目、財産管理費の中で11節、需用費の光熱水費40万円となっておりますが、これは要旨を見れば旧友桐荘の光熱水費ということですが、それでよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えします。議員ご指摘のとおり、旧友桐荘の光熱水費ということで、現在工事業者のほうで友桐荘のほうに入っております、そちらにかかっている光熱水費、電気代ということになります。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 旧友桐荘、勤労福祉会館も同じ建物ですがそういった別な状態で土建屋さんが入った部分の需要費でよろしい

んですね。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えします。そちらにつきましては間違いございませんで、工事業者のほうの入居にかかりますお金ということで、雑入で40万円ほど見ておりますが、こちらに入ってくるという形になっております。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 光熱水費ということで40万円、議案書では燃料費もそうなのか分からないんですが、土建屋さんに貸し出している金額については分かりますか。あそこは通して40万円ということではないですよ、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お時間いただきまして申し訳ございません。家賃につきましては別途いただいております月額6万円ということです。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。4款、1項、5目、後期高齢者療養費に係る北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算分についてでありますけれども、これにつきましては後期高齢者医療にかかる療養給付費の負担金でございます。28年度で概算で支出していたものが確定によりまして118万2千円不足し

ていたことから今回精算分として支出するものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 増額になったのは分かるんですが、その理由、その中身を説明願いますと質問したのですが。総額は増えたのは分かります。内訳を教えてください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） この負担金につきましては、療養給付費に係る負担金でございます。28年度の概算で支出している額が1342万1千円で、今回確定した額が1460万3千円でありまして、その不足額118万2千円ということになります。

○議長（相川繁治君） 大谷議員、納得していない部分は質問の回数に入れなくて言うて良いと思うんですよね。そうでなかったら納得のいかないところでやりとりしていたら本題に入っていけないと思うので。そこはそのままやっているとしますので。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 増えた理由、総額で増えたのは分かるんです。その理由が診療者が増えたのか、何か理由があると思うんです。予算計上していたものより増えましたよということですので、その増えた理由、医療給付は分かりますが、増えた理由を説明願いたいです。その理由は担当者の時点では請求が来たので払いますというだけで記載されているのか、そのへん説明願います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 医療費が増えたことによって負担が増えたということなんです。負担金と言っても医療費分を広域連合にお支払しておりますので、28年度結果

として医療費が増えたのでその分、29年度でお支払するという事なんですけれども。

○議長（相川繁治君） 医療費と負担金とは別物ですから、質問に対して分かりやすく、医療費が増えたから出費が増えたのか。負担金が変わったから出費が多くなったのか。そのこの区別をちゃんと説明しなかつたらいつまでいっても納得できないです。そのこのところもう一度。

このままの状態です。暫時休憩します。

○議長（相川繁治君） 暫時休憩を廃し、11時30分まで休憩をいたします。

○議長（相川繁治君） 休憩を延長します。11時35分まで。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時35分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。福祉関係の答弁を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問で答弁で混乱して大変申し訳ないと思います。私のほうから分かりやすくご説明申し上げたいなということで担当課長とも打ち合わせをさせていただきました。それでこの負担金につきましては北海道後期高齢者医療広域連合の負担金でございます。毎年一定の数字を基に概算払ということで請求が参ります。この請求額が平成28年度で1342万1千円でございます。この度、広域連合で28年度の医療費を積み上げた結果、占冠村のかかった医療費が1億8124万3602円でございます。これに基づいて市町村の負担金が決定しますが、今回請求が来た額が1460万3072円でございます。これの差額118万2072円を今回補正予算として計上させていただきます。広域連合のほうにお支払いをするという内容でございます。主要な原因としては当然療養給付費、医

療費が当初予定より増えているという内容でございます。その内容につきましては広域連合の中で整理をされますので、必要であれば問い合わせをしてお知らせをしたいというふうに考えてございますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終わります。

これから議案第11号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第12 議案第12号

○議長（相川繁治君） 日程第12、議案第12号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終わります。

これから議案第12号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第13 議案第13号

○議長（相川繁治君） 日程第13、議案第13号、平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終わります。

これから議案第13号、平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第14 議案第14号

○議長(相川繁治君) 日程第14、議案第14号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから議案第14号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第15 閉会中の継続調査所管事務調査 申出

○議長(相川繁治君) 日程第15、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から、申出のとおり閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。平成29年第7回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時45分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 30年 1月 30日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 大 谷 元 江